

(証券コード 4242)
2019年6月7日

株 主 各 位

富山県高岡市二塚322番地の3

株式
会社 **タカギセイコー**

代表取締役社長 八十島 清吉

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 富山県高岡市二塚322番地の3 本社別館2階集会室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takagi-seiko.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎「第60回定時株主総会招集ご通知」より、日付の表示方法を和暦から西暦に、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の概況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害の影響による一時的な消費低迷があったものの、堅調な企業業績と雇用環境に支えられ、回復基調が続きました。海外におきましては、米国では企業の設備投資と個人消費が堅調に推移している一方、中国との通商政策における問題が顕在化しました。中国では前出の件に加え、国内経済の成長に減速の兆候がみられ、日本経済に及ぼす影響が不透明な状況にありました。

当社グループは「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの大方針を柱とする事業施策を推進し、厳しい事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる企業を目指しております。このような状況の中、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業として、経済産業省より「地域未来牽引企業」に選定されました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は53,469百万円（前期比3.0%増）となりました。損益面では、増収効果があったものの、製品構成の変動及び国内2拠点の塗装設備・針無し注射器部品に関する固定費の増加等により、営業利益は2,268百万円（前期比10.7%減）、経常利益は2,116百万円（前期比7.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,008百万円（前期比33.7%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（日本）

売上高につきましては、成形品事業の車両分野の受注及びその他事業の販売は増加したものの、〇Ａ（その他）分野の減少により、28,985百万円（前期比1.1%減）となりました。損益につきましては、上記の減収影響、製品構成の変動及び塗装設備・針無し注射器部品に関する固定費の増加等により、営業損失は61百万円（前期は営業利益260百万円）となりました。

（中国）

売上高につきましては、車両分野の受注は減少したものの、〇Ａ（その他）分野におけるノートパソコン用筐体部品の受注の増加等により、14,971百万円（前期比4.0%増）となりました。損益につきましては、製品構成の変動及び人件費をはじめとする固定費の増加等により、営業利益は1,484百万円（前期比19.0%減）となりました。

（東南アジア）

売上高につきましては、インドネシア・タイにおける車両分野の受注の増加により、9,512百万円（前期比16.0%増）となりました。損益につきましては、上記の増収効果や原価低減活動の成果等により、営業利益は829百万円（前期比102.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて4,212百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ・ 当社 ： 塗装設備
- ・ P T. タカギ・サリマルチウタマ ： 大型成形機
- ・ 高木自動車部件（佛山）有限公司 ： 塗装設備

(2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 57 期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第 58 期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第 59 期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第 60 期 (当連結会計年度) (2018.4.1～ 2019.3.31)
売 上 高 (百万円)	46,272	45,787	51,905	53,469
経 常 利 益 (百万円)	523	2,261	2,290	2,116
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) 又は当期純損失 (△)	△384	1,362	1,520	1,008
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△142.89	504.78	559.46	371.00
総 資 産 (百万円)	39,853	42,167	43,712	40,519
純 資 産 (百万円)	6,362	8,013	9,882	10,292
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,510.95	2,018.14	2,582.69	2,697.74

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第60期の期首から適用しており、第59期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
高木精工 (香港) 有限公司	2,300万 香港ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の販売
(株) ト リ ニ テ ィ	353百万円	99.6% (3.4%)	携帯電話等販売、損害保険代理業、不動産賃貸業
(株) 中 井 製 作 所	10百万円	100.0%	精密金型製造販売
高 岡 ホ ン ダ 自 販 (株)	100百万円	89.0%	二輪車、四輪車の販売、修理
高和精工 (上海) 有限公司	502.5万 米ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の製造販売
佛 山 市 南 海 華 達 高 木 模 具 有 限 公 司	858.4万 米ドル	51.0%	各種金型の設計、製造、販売、修理
高 木 汽 車 部 件 (佛 山) 有 限 公 司	1,220万 米ドル	66.0%	四輪用プラスチック部品の製造販売
武漢高木汽車部件有限公司	620万 米ドル	66.0% (49.5%)	四輪用プラスチック部品の製造販売
P T . タ カ ギ ・ サ リ マ ル チ ウ タ マ	822万 米ドル	45.7%	二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売
タイ タカギセイコー カンパニー・リミテッド	10,120万 タイバーツ	49.0%	二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売

(注) 「出資比率」欄の () 内は内数で間接所有割合であります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

グローバルでの競争が加速する中、当社グループは、厳しい事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる体制の強化を目指し、「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの大方針のもと、以下の具体的な施策について取り組んでおります。

①国内収益基盤の強化

- ・生産品目の選択と集中
- ・差別化技術の開発
- ・新規分野・お客様の開拓
- ・効率生産体制の確立

②海外収益基盤の強化

- ・海外市場の見極めと投資検討
- ・効率生産体制の確立

③事業運営基盤の強化

- ・人材の育成
- ・組織運営体制の更なる強化
- ・財務体質の強化
- ・内部統制システムの充実
- ・環境にやさしい企業活動

具体的な取組みの一部

大方針	対応方針	具体的な取組み
国内収益基盤の強化	効率生産体制の確立	新湊・福光両地区：塗装設備の導入
海外収益基盤の強化	海外市場の見極めと投資検討	中国：塗装設備の更新 インドネシア：大型成形機の更新
事業運営基盤の強化	人材の育成	もの作り面での強化研修の実施 次世代経営者マインド養成研修の実施

以上の方針のもと、2021年3月期連結会計年度において売上高500億円、経常利益25億円以上の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」ならびに通信機器端末の販売、不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負及び二輪車、四輪車の販売等を行う「その他の事業」を行っております。

区 分		主 要 製 品 等
成 形 品 事 業	車 両 分 野	二輪車、四輪車の内外装部品及び機構部品等 燃料タンク等、バッテリー関連部品等
	〇 A（その他）分野	炭素繊維を使用したパソコン筐体部品 プリンター、複写機等の外装部品及び機構部品等 医療機器部品等、携帯電話筐体部品等
そ の 他 の 事 業		スマートフォン等の通信機器端末の販売等 不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負、二輪車、四輪車の販売、修理等

(6) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

(株)タカギセイコー

本 社 富山県高岡市二塚322番地の3

営業所 東京支店、大阪支店、浜松支店（静岡県）、北陸支店（富山県）、
栃木支店、埼玉営業所、鈴鹿営業所（三重県）、熊本営業所

工 場 新湊工場（富山県）、新湊金型工場（富山県）、
氷見工場（富山県）、氷見金型工場（富山県）、
福光工場（富山県）、高岡工場（富山県）、
浜松工場（静岡県）、関東工場（群馬県）、東北工場（福島県）

(株)トリニティ

本 社 富山県高岡市
営業所 富山県内3拠点

(株)中井製作所

本社・工場 京都府宇治市

高岡ホンダ自販(株)

本 社 富山県高岡市
営業所 富山県内3拠点

高木精工（香港）有限公司

本 社 中国香港新界

高和精工（上海）有限公司

本社・工場 中国上海市

佛山市南海華達高木模具有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

高木汽車部件（佛山）有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

武漢高木汽車部件有限公司

本社・工場 中国湖北省武漢市

P T. タカギ・サリマルチウタマ

本社・工場 インドネシア共和国バンテン州タンゲラン県

工 場 インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県

タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

本社・工場 タイ王国サムットプラーカーン県

(7) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,959 (611) 名	5 (△51) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員、パートタイマー等は () 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	647名	△8名	43.6歳	19.5年
女性	232名	△8名	42.7歳	17.6年
計又は平均	879名	△16名	43.4歳	19.0年

(注) 上記従業員数、平均年齢及び平均勤続年数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）及び出向者人員21名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	2,113
株式会社北國銀行	1,466
株式会社北陸銀行	1,321
株式会社商工組合中央金庫	1,034
株式会社三菱UFJ銀行	901

(注) 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,759,172株
- ③ 株主数 1,777名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
高 木 章 裕	293,756	10.8
タカギセイコー従業員持株会	162,096	6.0
トナミホールディングス株式会社	130,000	4.8
株式会社みずほ銀行	102,300	3.8
株式会社北國銀行	97,600	3.6
高 木 弘 美	85,268	3.1
松 木 教 子	85,026	3.1
T S K 持 株 会	75,500	2.8
株式会社北陸銀行	60,834	2.2
松 木 ス ジ コ	60,446	2.2

（注）持株比率は自己株式（42,111株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	八十島 清 吉	最高経営責任者、高岡ホンダ自販(株)代表取締役社長
代 表 取 締 役 副社長執行役員	高 木 章 裕	社長補佐、海外成形品事業管掌、グローバル企画室担当、高木精工（香港）有限公司董事長、高和精工（上海）有限公司董事長、高木汽車部件（佛山）有限公司董事長、武漢高木汽車部件有限公司董事長、(株)トリニティ代表取締役社長
取 締 役 専務執行役員	田 口 浩 孝	国内成形品事業管掌、開発・技術本部長、(株)中井製作所代表取締役会長、佛山市南海華達高木模具有限公司董事長
取 締 役 常務執行役員	林 延 幸	国内関連事業管掌、管理本部長、品質保証本部長、最高安全衛生責任者、最高品質責任者、(株)中井製作所代表取締役社長
取 締 役 上席執行役員	蔵 行 雄	営業本部長
取 締 役 執行役員	仲 安 吉 成	グローバル企画室長、海外事業統括部長
取 締 役 執行役員	沖 孝 則	グローバル企画室シニアマネージャー
取 締 役	米 田 保 晴	高岡信用金庫員外監事
常 勤 監 査 役	瀬 川 雅 靖	
監 査 役	森 浩 一	金沢学院大学経営情報学部教授
監 査 役	小 林 健	三菱製紙(株)社外監査役、(株)日本政策投資銀行設備投資研究所顧問

- (注) 1. 沖孝則氏は、2018年6月26日開催の第59回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 森浩一、小林健の各氏は、2018年6月26日開催の第59回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 笠井千秋氏は、2018年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 中村進、船山信彦の各氏は、2018年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 取締役米田保晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役森浩一、小林健の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 取締役米田保晴、監査役森浩一、小林健の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	167百万円 (5百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	22百万円 (9百万円)
合 計	14名	189百万円

(注) 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12百万円（取締役12百万円、監査役0百万円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役 米田保晴氏

高岡信用金庫の員外監事を兼任しておりますが、同金庫と当社との間に取引はございません。

・監査役 森浩一氏

金沢学院大学経営情報学部の教授を兼任しておりますが、同大学と当社との間に取引はございません。

・監査役 小林健氏

株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所の顧問を兼任しております。なお、同行と当社との間には、金銭消費貸借契約等の取引があります。

また、三菱製紙株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、同社と当社との間に取引はございません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	米 田 保 晴	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 (非常勤)	森 浩 一	監査役に就任した2018年6月26日以降の当期開催の取締役会13回、監査役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 (非常勤)	小 林 健	監査役に就任した2018年6月26日以降の当期開催の取締役会13回、監査役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況（3）重要な子会社の状況」欄に記載しております。）のうち、在外子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 会計監査人の報酬等における監査役会の同意

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画における人員体制や日数等に係る監査内容と工数の妥当性、監査品質と効率性を兼備した監査遂行における相当性、及び前年度監査実績の検証と評価等を踏まえ、報酬の前提となる見積もり内容の精査結果をもって報酬等の額について同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び社会的規範を逸脱した行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、これを妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の議案内容とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

このほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は、同条第2項ないし第4項の定めに従い、監査役全員の同意による解任及び報告を行います。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システム構築の基本方針）は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、経営理念及び社訓の経営基本方針に則った「倫理規範」及び「行動指針」を制定し、その精神を役職者をはじめグループ会社使用人に継続的に伝達することにより、企業市民として地域社会に貢献することはもとより、法令と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底するとともに、コンプライアンスの推進、業務及び財務リスク等の総括的な管理を目的とした内部統制委員会（小委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会）を設置する。

また、法令違反の未然防止及び早期発見のため「内部通報制度規程」を定め、弁護士等とも連携し法令順守に努める。

取締役は、使用人の職務執行における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、取締役会及びその他重要な会議の議事録、稟議書並びにその他の職務執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規程」、「取締役会規程」、「執行役員会議規程」及び「稟議規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

また、取締役及びその他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全般を統括する組織として内部統制委員会内にリスク管理委員会を設置し、経営における危機管理等を総括的に管理する体制を整える。

また、会社の経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合に、会社が取るべき対応として「リスク管理規程」に基づく「危機管理計画」を制定し、今後も適宜見直していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令または定款において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定するとともに、使用人の業務執行状況を監督する。

取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の委譲が行われるとともに、使用人についても「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の定めるところに従って、それぞれの部門、職位ごとに役割及び権限分担が行われる。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」の定めるところに従い、子会社の事業運営状況等について定期的な報告書及び管理資料等の提出を求めるとともに、子会社における決議事項等の重要事項については、当社の取締役会に報告する。

また、グループ戦略会議等を通じて子会社との円滑な情報交換を行う。

（ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業態に応じた各種損害発生の可能性を踏まえた効果的な危機管理を目指し、関連規程の整備と危機管理計画の制定及び当社への報告・連携体制を整える。

また、これに係る監査体制として、監査役及び監査室は定期または臨時に子会社の監査を実施し、必要に応じて当社の取締役会に報告する。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営に関しては、業態の独自性等の観点からも独立性を尊重しつつ、経営計画に基づく効率的な業務遂行を目指し、重要な会議体の運用基準の整備と適切な意思決定の機能強化を図るほか、諸規程の整備や取締役の担当職務に係る権限委譲等を通じて、使用人の業務効率の向上を進める。

また、子会社の取締役や監査役を必要に応じて当社から派遣し、取締役の職務執行の監督や業務執行を監査するとともに、適切な指導を行う。

(二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社で実践している基本的なコンプライアンスの構築方針に準拠し、「倫理規範」や「行動指針」の展開を進めるとともに、法令違反等の未然防止及び早期発見に向けて内部通報制度の導入を進める。

また、当社のコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス体制の構築に向けて統活的な活動を計画的に推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査室員等が適宜監査役を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、人事異動及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。

⑧ 監査役の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、第6号の使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、監査役に報告する。

また、監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

内部通報をはじめとする社内の自主的・自浄的な報告事案に関しては、「内部通報制度規程」で定めた運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

(ロ) 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、当社の監査役並びに「関係会社管理規程」に定める管轄部署及び統括部署に報告する。

また、内部通報制度の運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

当社の監査役及び子会社の監査役の連携強化による監査環境の整備に向け、グループ監査役会を定期的に開催する。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において通報者の保護について定めるとともに、当社及び子会社において、監査役への報告を行った者がこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行が実効的に行なわれることに付随して必要となる監査費用については、あらかじめ監査役の年度予算の中で計上するほか、緊急または臨時の監査費用についても前払いや償還を請求された場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査規程」の定めるところに従って、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための基本的な考え方及びその整備状況

当社及び関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会内にJ-SOX法委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び改善を図る。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 当社は、「倫理規範」において社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引も含め一切関係を持たないことを定め、すべての取締役及び使用人に対し周知徹底する。

(ロ) 当社は、反社会的勢力への対応として総務部が統括し情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

内部統制システムの運用状況につきましては、取締役を含めたメンバーで構成されている内部統制委員会（下部委員会にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会を設置）が中心となり、当社グループ全体が共通認識をもって内部統制システムの充実・強化に取り組んでおります。

当事業年度の具体的な展開施策としまして、グループ各社が企業活動の基本とする「倫理規範」及び「行動指針」について、各社がそれぞれ職場における掲示や定期的開催される朝礼での読み合わせ等の取組みを継続するほか、海外子会社の従業員を対象としたコンプライアンス研修等を通じて、理念の浸透及び徹底に取り組んでおります。また、コンプライアンス・倫理違反の未然防止及び早期発見を目的とした「内部通報制度」につきましては、国内子会社においてすでに導入が完了している状況を踏まえながら、海外子会社に対しても順次展開を進める等、当社と子会社との連携のもと社内規程の追加制定及び改訂を進めることで、グループ全体の内部統制強化・充実化を図っております。

一方、グループ各社の損失の危険の管理としてのリスク管理につきましては、各社の業態に応じた潜在リスクの洗い出しと評価を実施し、各種のリスクに対する従来からの危機管理やリスク対応の現状整理を踏まえながら、個別リスクの発生頻度及び影響度を低減させるための取組みを推進しております。

同時に、当社における危機管理計画書に基づき、当社全役職員を対象とした安否確認訓練を引き続き実施したほか、危機発生情報の社内展開フローを明確化する等の取組みによって、危機管理体制の更なる強化を図りました。今後も引き続き、BCP（事業継続計画）の充実化も念頭に入れたグループ全体としての危機管理体制の構築を進めるべく、各種施策を推進してまいります。

(注) 本事業報告の記載数字は、金額及び株式数等については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,179	流 動 負 債	19,789
現 金 及 び 預 金	4,603	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,702
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,369	電 子 記 録 債 務	3,917
電 子 記 録 債 権	976	短 期 借 入 金	2,653
た な 卸 資 産	3,906	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,583
未 収 入 金	610	リ ー ス 債 務	1,100
そ の 他	712	未 払 金	1,107
貸 倒 引 当 金	△0	未 払 法 人 税 等	212
		賞 与 引 当 金	576
固 定 資 産	20,339	そ の 他	1,934
有 形 固 定 資 産	18,536	固 定 負 債	10,437
建 物 及 び 構 築 物	3,638	長 期 借 入 金	5,846
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,109	リ ー ス 債 務	560
土 地	6,589	繰 延 税 金 負 債	87
リ ー ス 資 産	1,986	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	96
建 設 仮 勘 定	232	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,743
そ の 他	979	そ の 他	102
無 形 固 定 資 産	248	負 債 合 計	30,226
ソ フ ト ウ ェ ア	101	純 資 産 の 部	
の れ ん	24	株 主 資 本	7,852
そ の 他	122	資 本 金	2,104
投 資 そ の 他 の 資 産	1,553	資 本 剰 余 金	1,807
投 資 有 価 証 券	873	利 益 剰 余 金	3,995
出 資 金	233	自 己 株 式	△54
破 産 更 生 債 権 等	10	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△522
繰 延 税 金 資 産	140	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△231
そ の 他	352	為 替 換 算 調 整 勘 定	△97
貸 倒 引 当 金	△57	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△194
資 産 合 計	40,519	非 支 配 株 主 持 分	2,962
		純 資 産 合 計	10,292
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,519

連結損益計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,469
売上原価		45,214
売上総利益		8,255
販売費及び一般管理費		5,986
営業利益		2,268
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	23	
受取売却収入	79	
受取貸収入	39	
受取成金の	53	
その他	92	315
営業外費用		
支払替	392	
その他	12	
の	62	467
経常利益		2,116
特別利益		
固定資産売却益	227	227
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	44	
投資有価証券評価損	10	58
税金等調整前当期純利益		2,286
法人税、住民税及び事業税	600	
法人税等調整額	172	772
当期純利益		1,513
非支配株主に帰属する当期純利益		505
親会社株主に帰属する当期純利益		1,008

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,104	1,807	3,041	△54	6,899
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△54		△54
親会社株主に帰属する当期純利益			1,008		1,008
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	953	△0	953
当 期 末 残 高	2,104	1,807	3,995	△54	7,852

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益累計額合計
当 期 首 残 高	△110	2	249	△22	117
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△121	△2	△346	△171	△640
連結会計年度中の変動額合計	△121	△2	△346	△171	△640
当 期 末 残 高	△231	－	△97	△194	△522

(単位：百万円)

	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	2,864	9,882
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△54
親会社株主に帰属する当期純利益		1,008
自 己 株 式 の 取 得		△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	98	△542
連結会計年度中の変動額合計	98	410
当 期 末 残 高	2,962	10,292

連 結 注 記 表

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 10社
- ・連結子会社の名称
 - (株)トリニティ
 - (株)中井製作所
 - 高岡ホンダ自販(株)
 - 高木精工（香港）有限公司
 - 高和精工（上海）有限公司
 - 佛山市南海華達高木模具有限公司
 - 高木汽車部件（佛山）有限公司
 - 武漢高木汽車部件有限公司
 - P T. タカギ・サリマルチウタマ
 - タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・持分法を適用した会社等の名称
 - 御坊山観光開発(株)
 - 大連大顕高木模具有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、(株)トリニティ他3社の決算日は連結決算日と一致しております。また、高和精工（上海）有限公司他5社の決算日は12月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

製品・商品・仕掛品・
原材料・貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また在外連結子会社は主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

主に、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建定期預金、外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現が見込まれる期間（5年～10年）で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 表示方法の変更

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取賃貸料」（前連結会計年度15百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	38百万円
電子記録債権	2百万円

(2) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

① 担保資産

預金	43百万円
建物	1,038百万円
機械及び装置	798百万円
土地	2,240百万円

② 担保付債務

支払手形及び買掛金	226百万円
短期借入金	778百万円
一年以内返済予定の長期借入金	1,484百万円
長期借入金	2,543百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 34,186百万円

(4) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

大連大顕高木模具有限公司	65百万円
アルハイテック(株)	5百万円
合 計	71百万円

なお、共同保証における連帯保証または当社の保証を他社が再保証しているものについては保証総額を記載しております。

他の連帯保証人または再保証人と合意した当社の負担割合は、大連大顕高木模具有限公
司45%であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,759,172株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 42,111株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2018年6月26日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2018年3月31日
- ・ 効力発生日 2018年6月27日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

2018年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2018年9月30日
- ・ 効力発生日 2018年12月17日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2019年6月25日開催予定の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月26日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建での営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、その一部については、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金については金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、それぞれのリスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた明確な社内ルールは無いものの、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て実施しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。そのため、相手先との契約不履行による信用リスクはほとんど無いと判断しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,603	4,603	－
② 受取手形及び売掛金	9,369	9,369	－
③ 電子記録債権	976	976	－
④ 投資有価証券 その他有価証券	618	618	－
資産計	15,567	15,567	－
① 支払手形及び買掛金	4,702	4,702	－
② 電子記録債務	3,917	3,917	－
③ 短期借入金	2,653	2,653	－
④ 未払金	1,107	1,107	－
⑤ 長期借入金	9,430	9,382	△48
⑥ リース債務	1,661	1,668	7
負債計	23,471	23,430	△41

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、ならびに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金、ならびに④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金、ならびに⑥リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定は、取引銀行から提示された価格によっております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額255百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」に含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、富山県及びその他の地域において、賃貸用の商業施設及び工場倉庫等の不動産を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
商業施設	895	△5	889	735
工場倉庫等	294	7	302	446
合 計	1,189	1	1,191	1,181

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 連結決算日における時価は、近隣の売買相場による評価額及び固定資産税評価額を合理的に調整した価額、償却性資産については帳簿価額をもって時価としております。
3. 当連結会計年度増減額のうち、工場倉庫等の増加の主な要因は委託加工先への賃貸であり、商業施設の減少の主な要因は減価償却費であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,697円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 371円00銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,643	流動負債	11,465
現金及び預金	829	支払手形	548
受取手形	444	買掛金	1,324
売掛金	4,624	電子記録債権	3,917
電子記録債権	976	一年以内返済予定の長期借入金	3,005
たな卸資産	2,152	リース負債	721
前払費用	112	未払金	809
未収入金	1,131	未払費用	63
関係会社短期貸付金	369	未払法人税等	34
その他の金	3	未払消費税等	95
固定資産	14,192	前受り金	84
有形固定資産	8,634	設備関係支払手形	74
建物	1,801	設備関係電子記録債権	23
構築物	78	賞与引当金	356
機械及び装置	2,281	の金	405
車両運搬具	12	固定負債	8,470
工具、器具及び備品	124	長期借入金	4,830
土地	3,511	リース負債	198
リース資産	824	役員退職慰労引当金	78
無形固定資産	73	退職給付引当金	3,349
ソフトウェア	35	資産除去債務	15
のれん	3	負債合計	19,935
借入金	12	純資産の部	
電話の金	16	株主資本	5,132
その他の資産	5	資本金	2,104
投資その他の資産	5,484	資本剰余金	1,791
投資有価証券	861	資本剰余金	1,791
関係会社株	2,237	資本剰余金	0
出資金	0	利益剰余金	1,290
関係会社出資金	2,168	利益剰余金	178
破産更生債権等	10	利益剰余金	1,112
長期前払費用	31	特別償却準備金	43
繰延税金資産	136	繰越利益剰余金	1,068
ゴールの会	61	自己株式	△54
その他の金	30	評価・換算差額等	△231
貸倒引当金	△52	その他有価証券評価差額金	△231
資産合計	24,836	純資産合計	4,900
		負債・純資産合計	24,836

損 益 計 算 書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,785
売 上 原 価		22,974
売 上 総 利 益		2,810
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,926
営 業 損 失		115
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	692	
作 業 屑 売 却 収 入	43	
そ の 他	143	879
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117	
為 替 差 損	4	
不 動 産 賃 貸 費 用	34	
そ の 他	7	163
経 常 利 益		601
特 別 利 益		
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 益	5	5
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	38	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	50
税 引 前 当 期 純 利 益		555
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	119	
法 人 税 等 調 整 額	127	246
当 期 純 利 益		308

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,104	1,791	0	1,791
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	2,104	1,791	0	1,791

(単位：百万円)

	株主資本			
	利益剰余金			利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
		特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	178	9	848	1,036
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△54	△54
特別償却準備金の積立		35	△35	－
特別償却準備金の取崩		△1	1	－
当 期 純 利 益			308	308
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	33	220	254
当 期 末 残 高	178	43	1,068	1,290

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△54	4,878	△114	△0	△114	4,763
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△54				△54
特別償却準備金の積立						
特別償却準備金の取崩						
当 期 純 利 益		308				308
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△116	0	△116	△116
事業年度中の変動額合計	△0	253	△116	0	△116	137
当 期 末 残 高	△54	5,132	△231	－	△231	4,900

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 製品・仕掛品

先入先出法（金型については個別法）

② 原材料

総平均法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8～12年

工具器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建定期預金、外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における扱いが連結計算書類と異なります。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「不動産賃貸費用」（前事業年度2百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	38百万円
電子記録債権	2百万円

(2) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

機械及び装置	786百万円
建物	548百万円
土地	485百万円

② 担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	1,155百万円
長期借入金	1,932百万円
保証債務	513百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 22,801百万円

(4) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

高和精工（上海）有限公司	655百万円
武漢高木汽車部件有限公司	404百万円
(株)トリニティ	226百万円
タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	201百万円
高木汽車部件（佛山）有限公司	97百万円
大連大頭高木模具有限公司	65百万円
アルハイテック(株)	5百万円
合 計	1,658百万円

なお、共同保証における連帯保証または当社の保証を他社が再保証しているものについては保証総額を記載しております。

他の連帯保証人または再保証人と合意した当社の負担割合は、タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド50%、大連大頭高木模具有限公司45%であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,277百万円
短期金銭債務	55百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 447百万円

仕入高 45百万円

仕入以外の営業取引高 44百万円

営業取引以外の取引による取引高 709百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 42,111株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	123百万円
未払社会保険料	18百万円
未払事業税等	10百万円
退職給付引当金	1,020百万円
役員退職慰労引当金	23百万円
投資有価証券評価損	11百万円
関係会社株式評価損	257百万円
ゴルフ会員権評価損	17百万円
貸倒引当金	16百万円
繰越欠損金	666百万円
減損損失	301百万円
その他	265百万円
繰延税金資産小計	2,732百万円
評価性引当額	△2,577百万円
繰延税金資産合計	155百万円

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△19百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△19百万円
繰延税金資産の純額	136百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高和精工（上海）有限公司	所有 直接100.0%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注) 1	655	—	—
子会社	武漢高木汽車部件有限公司	所有 直接16.5% 間接49.5%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注) 1	404	—	—
子会社	タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	所有 直接49.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	60	関係会社 短期貸付金	369

(注) 1 子会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,803円70銭
(2) 1株当たり当期純利益 113円69銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社タカギセイコー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 健太郎㊞

公認会計士

石橋 勇一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカギセイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社タカギセイコー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 健太郎㊞

公認会計士

石橋 勇一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関しまして、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明したほか、子会社に関しましても子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法により当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査人に関しましては、その独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の整備を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って実施している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につきましても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社タカギセイコー 監査役会

常勤監査役	瀬 川 雅 靖	㊞
社外監査役	森 浩 一	㊞
社外監査役	小 林 健	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めながら株主の皆様利益還元を図ることを経営の重要課題のひとつと考えており、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績、当社を取り巻く経営環境、今後の事業展開などを総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円

総額 27,170,610円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月26日

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会の開始の時をもって2015年6月24日開催の第56回定時株主総会においてなされた補欠監査役の選任に係る決議が失効することから、あらためて、法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。

決議の効力は、当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、その選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
はやし かず お 林 一 夫 (1949年9月2日生)	1973年 4 月 東京国税局 入局 2000年 7 月 高岡税務署 副署長 2002年 7 月 金沢国税局 企画課長 2004年 7 月 金沢国税局 個人課税課長 2006年 7 月 仙台国税不服審判所 部長審判官 2007年 7 月 金沢国税局 総務部次長 2008年 7 月 金沢税務署 署長 2009年 8 月 林一夫税理士事務所 2013年 6 月 高岡市農業協同組合 員外監事 (重要な兼職の状況) 林一夫税理士事務所	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林一夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 林一夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる税務関係の豊富な経験を当社の監査に反映していただくためであります。
4. 林一夫氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める社外監査役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を、本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役8名および監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、その支給の時期は各取締役または各監査役の退任時とし、その具体的な金額および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることに、それぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴			
や そ し ま せい きち 八 十 島 清 吉	2001年 11月	当社	取締役	
	2003年 11月	当社	常務取締役	
	2007年 11月	当社	専務取締役	
	2008年 6 月	当社	取締役 専務執行役員	
	2010年 6 月	当社	代表取締役 専務執行役員	
	2014年 6 月	当社	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者	現在に至る
た か ぎ あき ひろ 高 木 章 裕	2005年 6 月	当社	取締役	
	2008年 6 月	当社	取締役 上席執行役員	
	2010年 6 月	当社	取締役 常務執行役員	
	2015年 3 月	当社	取締役 上席執行役員	
	2016年 6 月	当社	代表取締役 専務執行役員	
	2018年 6 月	当社	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐	現在に至る
た ぐ ち ひろ たか 田 口 浩 孝	2008年 6 月	当社	取締役 執行役員	
	2010年 6 月	当社	取締役 上席執行役員	
	2015年 3 月	当社	取締役 執行役員	
	2015年 6 月	当社	取締役 上席執行役員	
	2016年 6 月	当社	取締役 常務執行役員	
	2017年 6 月	当社	取締役 専務執行役員	現在に至る
は や し のぶ ゆき 林 延 幸	2015年 6 月	当社	取締役 上席執行役員	
	2017年 6 月	当社	取締役 常務執行役員	現在に至る
ぞ う い く お 蔵 行 雄	2016年 6 月	当社	取締役 上席執行役員	現在に至る
な か や す よ し なり 仲 安 吉 成	2017年 6 月	当社	取締役 執行役員	現在に至る
お き た か のり 沖 孝 則	2018年 6 月	当社	取締役 執行役員	現在に至る
よ ね だ や す はる 米 田 保 晴	2015年 6 月	当社	社外取締役	現在に至る
せ が わ ま さ やす 瀬 川 雅 靖	2014年 6 月	当社	常勤監査役	現在に至る
も り こう いち 森 浩 一	2018年 6 月	当社	社外監査役	現在に至る
こ ば や し たけし 小 林 健	2018年 6 月	当社	社外監査役	現在に至る

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2007年6月26日開催の第48回定時株主総会において、年額300,000,000円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60,000,000円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、現在の対象取締役は7名です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、3年間以上で当社の取締役会が定める期間または本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(1)に

定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

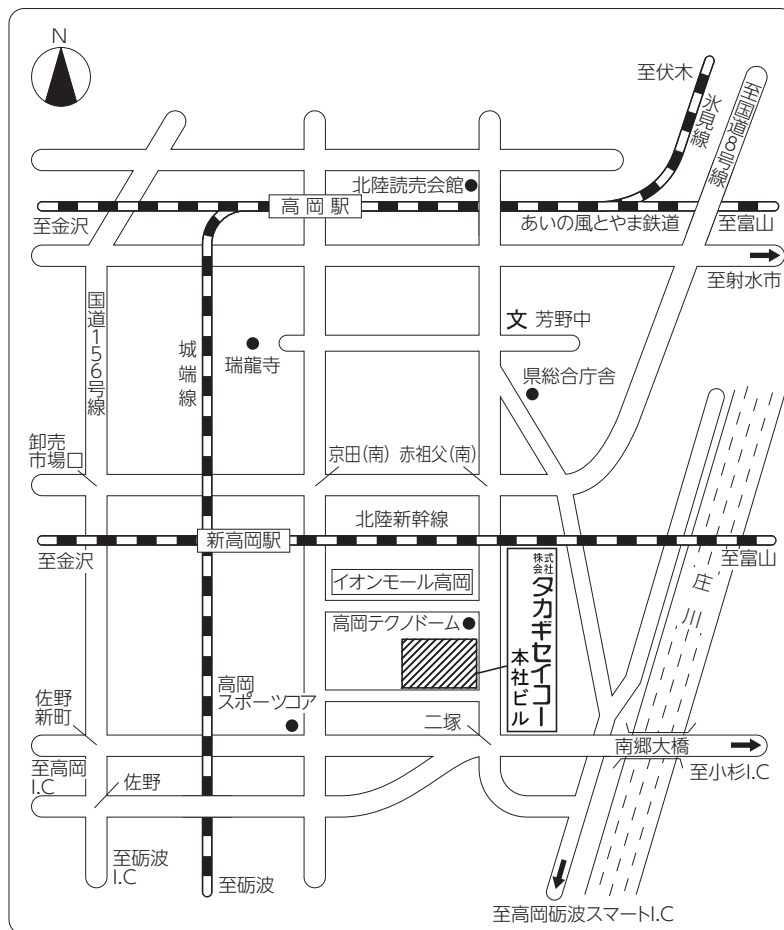
（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings present.

《株主総会会場ご案内図》



会 場 本社別館 2 階集会室
 〒933-8628 富山県高岡市二塚322番地の 3
 TEL 0766-24-5522

下車駅 北陸新幹線または J R 城端線：新高岡駅
 *新高岡駅より会場までは車で約 5 分